

県内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対策^{★3}

実施体制

【体制強化】

対 応 項 目	所 管
○速やかに「危機管理本部」を設置し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、国が示す人への感染拡大防止対策に関する措置に基づき、今後対応すべき対策を確認する。	危機管理部 健康政策部
○県内発生情報について厚生労働省へ通報するとともに、厚生労働省と連携して積極的疫学調査を実施し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を厚生労働省に要請する。	健康政策部

サーベイランス・情報収集

【情報収集】

対 応 項 目	所 管
○国及び他の地方公共団体等から提供される情報の収集を強化する。 (参考:情報収集源) <ul style="list-style-type: none"> ➤ 関係省庁(鳥・新型インフルエンザ) ➤ 国立感染症研究所(新型インフルエンザ) ➤ 国立大学法人北海道大学(鳥インフルエンザ) ➤ 独立行政法人動物衛生研究所(鳥インフルエンザ) ➤ 地方公共団体(鳥・新型インフルエンザ) ➤ 検疫所(鳥・新型インフルエンザ) 	★ ¹⁵ 関係部局等

【四国4県の連携】

対 応 項 目	所 管
○四国4県での情報共有体制を構築する。	★ ¹⁵ 関係部局等

【県内サーベイランスの強化等】^{★9}

対 応 項 目	所 管
○鳥インフルエンザ ^{★3} の人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。	健康政策部

情報提供・共有

【情報提供】

対 応 項 目	所 管
○県内で鳥インフルエンザ ^{★3} の人への感染が確認された場合、国と連携し、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。	健康政策部
○県ホームページに新型インフルエンザに関するウェブサイトを設置し、県広報を実施する。	健康政策部 ★15 関係部局等

予防・まん延防止

【人への鳥インフルエンザ^{★3}の感染防止策】

対 応 項 目	所 管
《疫学調査、感染防止策》 ○疫学調査や接触者への対応(外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(埋火葬等)等を行う。	★15 関係部局等
○防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。	警察本部
《家きん等への防疫対策》 ○鳥インフルエンザ ^{★3} の人への感染を防止する観点から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの ^{★25} 家きんでの発生を予防するため、県内の農場段階での衛生管理等を徹底するほか、県内の家きん ^{★25} に高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施する。 ➤ 国との連携を密にし、防疫指針に即した具体的な防疫措置(患者等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等)を行	農業振興部

<p>う。</p> <p>➤ 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要があり、対応が困難である場合は、自衛隊の部隊等による支援を要請する。</p>	
--	--

医療

対 応 項 目	所 管
<p>○感染鳥類との接触があり、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がなされた場合に、適切な感染拡大防止策を講じた上で、抗^{★5}インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。</p>	健康政策部
<p>○患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を行う。</p>	健康政策部
<p>○^{★3}鳥インフルエンザ(H5N1)の患者(疑似症患者を含む。)について、感染症法に基づき、入院等の措置を講じる。</p>	健康政策部